

議案第 6 号

平成 26 年度教育行政の基本方針について
本市教育行政の基本方針を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

平成 26 年度における本市教育行政の基本方針及び基本目標を明確にするとともに、基本目標の達成に向け諸施策を総合的かつ計画的に推進するため。

平成 26 年度教育行政の基本方針

本市教育行政は、次に掲げる 3 つの基本方針を定め、基本目標の達成に向け諸施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本方針	基本目標
<p>チャレンジ&レスポンスの精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない、たのもししい児童・生徒の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 ○人間性豊かで希望を持ってたくましく生きる児童・生徒の育成 ○体育・食育の充実を推進し健やかな体の育成 ○児童・生徒の安全対策の推進 ○開かれた学校と地域に信頼される学校づくり ○教職員研修の充実 ○教育環境の整備と充実
<p>自ら学び行動する生涯学習社会の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のニーズに対応する生涯学習の推進 ○地域の教育力を活用した生涯学習の推進 ○地域に活力を与える生涯学習の推進 ○生涯スポーツの推進とスポーツ活動の促進 ○生涯学習環境の整備と充実
<p>文化財の保護と地域文化・芸術の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の適切な保存・整備と活用 ○特色ある地域文化の継承と振興 ○伝統的な芸術文化の継承と創造活動の推進 ○文化施設の整備と充実

【庶務課主要施策】

1 教育環境

学校教育行政に係る基本方針「チャレンジ&レスポンスの精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない、たのもしい児童・生徒の育成」を具現化するためには、安全・安心で快適な教育環境の整備と充実が必要である。

2 努力目標

○教育環境の整備と充実

①学校施設の整備と充実

学校教育行政をより効果的に推進するため、その基盤となる学校校舎等の整備を中長期的な年次計画のもと実施するとともに、学校運営を円滑に行うことができるよう各学校施設の修繕等を行い、学びの場にふさわしい教育環境の更なる改善を図る。

- ・市内全 13 小中学校校舎等の補修及び改修

②学校の安全対策の実施

児童・生徒が安心して学習できる環境を整えるため、次の施策を実施する。

- ・輪島市学校教育振興基本計画に基づいて学校施設の耐震強化の推進と設備、備品等の安全対策を講じる。

非構造部材耐震対策（南志見小、町野小、門前中）

門前東小学校大規模改造（空調）

③学校の統廃合

平成 26 年 4 月から新校舎が建設されるまでの間、旧上野台中学校の校舎を仮校舎として活用し輪島中学校を開校する。

- ・新校舎整備に係る基本設計の策定
- ・仮校舎及びその周辺の安全対策

④教育施設等の整備及び利用促進

本市の教育施設全般の在り方を検討し、総合的な整備促進を図りつつ、廃校となった学校施設については、地域の要望等に十分配慮しながら、施設の有効活用を図る。

⑤県立高等学校における特色ある学校づくり等支援

市内の県立高等学校が実施する特色ある学校づくり等を支援することにより、生徒が行う研究その他の学習活動等を通じ優秀な人材の育成を図る。

【学校教育課主要施策】

1 学校教育

チャレンジ&レスポンスの精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない、たのもししい児童・生徒の育成をめざし、一人一人の子どもが生き生きと活動できるような教育課程の編成に努めるとともに、地域に根ざし開かれた学校づくりを指向しながら学校教育の充実・向上に努める。

輪島市学校教育振興基本計画の具現化を進める。

2 学校教育の努力目標

(1) 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長

○創意工夫と活力のある教育活動を展開し、基礎・基本の確実な定着と個性を伸ばすきめ細かな学校教育を行う。

①学習指導要領の趣旨や内容を確実に把握した上で、各種学力調査の結果を活用しながら各校の児童の実態に応じた効果的な教育課程の編成と工夫に努める。

- ・いしかわ学びの指針 12 か条を踏まえた授業実践を推進
- ・各種学力テストの効果的な分析と指導方法の工夫と授業改善（市テストの後半実施）
- ・全国学力・学習状況調査結果について、保護者や地域住民に対する公表
- ・英数における小中連携を図り、縦系列の系統的な学習指導の充実
- ・学力向上プランの有効活用
- ・各種情報機器の有効活用による ICT 教育の充実
- ・輪島市指定学校研究の充実
- ・ケーブルテレビを活用した算数（数学）・外国語活動（外国語）教育の充実
- ・わじまっ子テレビ塾の視聴状況調査
- ・中学生を対象とした英語検定の全員受検

②習熟度別学習や個に応じた指導方法、指導体制の工夫・改善に努め、基礎・基本の確実な定着に努める。

- ・習熟度別少人数授業の工夫
- ・各種学力向上推進補助事業の活用
- ・土曜授業の実施

③特別な支援を必要とする児童・生徒が、その能力等を最大限に伸ばし、成長・発達していくための個々のニーズに応じた指導体制を構築する。

- ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施
- ・特別支援教育支援員の研修会の実施

④豊かな心や学力の基礎となる読解力を育成するために、読書活動の充実と整備に努める。

- ・ 全校における「朝読書」の推進・実践
 - ・ 学校図書館司書補助員の有効活用と研修会の実施、市立図書館との連携の推進
- ⑤ 小学校からの外国語活動を充実するとともに、中学校の英語への滑らかな接続を図る。
- ・ 英語ノートの活用
 - ・ ALT を活用した効果的な指導の推進
- ⑥ 幼保・小・中・高の連携を密にし、きめ細かな指導に努める。
- ・ 幼保小中の情報交換会を実施し、小1プロブレム・中1ギャップの未然防止
 - ・ 門前地区中高一貫教育の充実
 - ・ 小中高が連携した12年間の教育

(2) 人間性豊かで希望を持ってたくましく生きる児童・生徒の育成

- 学校・家庭・地域と連携を図りながら、心の教育と規範意識を高める教育を推進する。
- ① 道徳の時間を中心としながら、教科活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- ・ 重点項目の設定と心に響く道徳の授業の推進
- ② 生徒指導の充実に努める。
- ・ ストップ不登校の取組
 - ・ Q-U といじめアンケート調査によるいじめを許さない学校づくり
 - ・ 学校へのスクールカウンセラー、生徒指導サポーターや教育相談員の配置
- ③ 発達段階に応じた勤労観・職業観を育成するために、キャリア教育や職場体験、感動体験を重視した学習指導に努める。
- ・ 一人ひとりに応じた適切な進路指導計画による実践
 - ・ 地域とともに育てる「わくワーク体験事業」の充実
- ④ 社会性や規範意識の育成に努める。
- ・ 社会のルールや判断に関する学習の推進
 - ・ PTA、学校、市教委の連携による合同会の開催
- ⑤ 小学校低学年から IT 化に対応した情報モラル教育を進める。
- ・ 保護者への携帯所有についての「いしかわ子ども総合条例」の趣旨の周知徹底
 - ・ 子どものネット利用について、学習機会を設けての危険性の周知徹底
- ⑥ 地域の特性や教育力を積極的に活用した教育活動を推進し、「特色ある

学校づくり」を進める。

⑦輪島市小学生合唱大会を開催し、児童の情操教育に努める。

(3) 体育・食育の充実を推進し健やかな体の育成

○体力の向上・心身の健康・食に関する指導を家庭と連携しながら計画的・継続的に行う。

①発達段階に応じた健康観の確立と体力づくりを推進する。

- ・ 1校1プランの充実
- ・ 体育専科教員の有効活用
- ・ 輪島市小学生陸上競技大会の実施
- ・ スポーツ専門員による授業・部活への活用

②正しい食生活や食習慣をめざす食育を推進する。

- ・ 栄養職員の献立作成の研修会を実施する。

(4) 児童・生徒の安全対策の推進

○児童・生徒の安全・安心な環境づくりをめざし、安全教育の推進と学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たせるように支援をする。

①危険予測能力と危険回避能力の育成を意図した安全教育の充実に努める。

②学校安全ボランティア団体の取組を充実し、児童・生徒の安全体制づくりを推進する。

③緊急メール配信システムを活用した児童・生徒の安全対策を推進する。

④従来の避難訓練に加えて、津波を想定した避難訓練を実施し、防災教育の充実を図る。

⑤ヘルメット着用を含めた自転車利用の安全対策を推進する。

(5) 開かれた学校と地域に信頼される学校づくり

○家庭や地域に対して積極的に情報を提供するとともに、学校評価を経営改善に生かすことで教育水準の向上と信頼される学校づくりに努める。

①学校公開や学校関係者評価委員会などを通じて、保護者や地域の方々の学校教育への参画と理解を求め、開かれた学校づくりを進める。

②学校評価の実施と評価結果を公開し学校運営に反映する。

③教育活動の充実のために地域の人材を積極的に活用する。

④HPや各種学校便りに加えて、携帯メールでの情報の連絡に努める。

⑤ウォーミングアップ登校日の実施

⑥ケーブルテレビを有効活用する。

- ⑦輪島市学校力&親力セミナーを開催し、オール輪島の教育を推進する。
- ⑧学校教育課主要施策シートを有効に活用する。

(6) 教職員研修の充実

- 教職員としての自覚を持ち、専門職としての資質・能力の向上を図る。
 - ①教職員の資質・能力の向上やミドルリーダーの養成を図るために、ライフステージに応じた研修を進める。
 - ②人事評価制度を活用した人材育成と学校の活性化を推進する。
 - ③教員の意識改革と授業力の向上のために、学校教育研究会及び校内授業研究会の充実を図る。
 - ④各校において、各種情報機器と情報モラルについての研修に努める。

【生涯学習課主要施策】

1 生涯学習

急激に変化する社会に対応し、市民が自ら学び行動する生涯学習社会の形成を目指し、一人一人が自己の人格を磨き、健康で豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習の推進に努める。

2 生涯学習の努力目標

(1)市民のニーズに対応する生涯学習の推進

- ①市民の多様なニーズに応えた学習機会の提供に努める。
 - ・環境問題など地域の現代的課題に対応した学級・講座の開催
 - ・家庭教育講演会、家庭教育支援講座の実施など家庭教育への支援
 - ・在住外国人に対し、地域住民との交流や日本語教室へのサポートなど多文化共生推進活動の支援
- ②青少年の健全育成に努める。
 - ・子ども長期自然体験村、公民館体験合宿事業など青少年体験活動の推進
 - ・学校、家庭、地域及び関係機関と連携した育成活動の推進
 - ・少年の主張「輪島大会」や講演会等の開催による青少年自己啓発機会の推進
- ③読書の普及と振興に努める。
 - ・図書館施設の充実や図書館相互の連携による利用者へのサービス強化
 - ・子ども読書活動の拡充と支援
 - ・シニアコーナー等における大活字本の充実及び高齢者等図書宅配サービスによる新たな読書機会の提供
 - ・公民館等への配本で大活字本の貸出冊数の増加、シニアコーナーの充実など高齢者サービスの強化（高齢者向け配本サービスの創設等）
 - ・読書週間や記念講演会、図書館まつりの開催など、より一層の読書の普及と振興
 - ・輪島市立図書館町野分館の図書サービスの充実
 - ・友好都市との図書館交流の推進
 - ・図書館の休館日の変更、開館時間の延長など運営体制の見直し

(2)地域の教育力を活用した生涯学習の推進

- ①地域の人材を活用した公民館活動を推進する。
- ②地域リーダーの養成及び活動の支援を図る。
 - ・退職教員等地域住民の教育支援ボランティア参画の促進

- ・地域間交流機会の充実による相互の学びあいの促進
- ③学校、家庭、地域が相互に連携協力し、オール輪島で未来を担う子ども達を見守り育てる社会環境づくりを推進する。
 - ・放課後子ども教室、土曜学習等公民館を拠点とした体験活動・学習活動の充実
 - ・学校支援ボランティア活動等の推進による地域ぐるみの教育支援活動の充実
 - ・家庭教育支援講座による保護者の学習機会の充実
 - ・校区を越えた教育支援ボランティア等の連携・交流機会の充実

(3) 地域に活力を与える生涯学習の推進

- ①地域住民が主体的に参画するコミュニティ活動を推進する。
- ②郷土に誇りを持ち郷土愛（学）を育む学習を推進する。
 - ・地域に密着した講座の開催や地域検定の実施
 - ・地域を再発見し地域間交流を促進する市政学習バス事業の実施
- ③男女共同参画社会の形成の推進に努める。
 - ・男女平等意識の啓発
 - ・女性の社会参加の促進
 - ・「輪島市男女共同参画行動計画」に沿った事業の推進

(4) 生涯スポーツの推進とスポーツ活動の促進

- ①生涯スポーツの活性化を図る。
 - ・各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催支援と講習会の充実
 - ・総合型地域スポーツクラブの育成と活動の支援
 - ・スポーツ指導者の育成及び資質の向上
 - ・公民館と連携したスポーツテストの実施と日常的なスポーツの推進
- ②スポーツ施設の充実に努める。
 - ・スポーツ活動の多様化や地域事情に対応した計画的なスポーツ施設の整備・充実
- ③スポーツの交流を推進する。
 - ・全日本競歩輪島大会などトップアスリートのスポーツ大会やスポーツ合宿等の誘致
 - ・ニュースポーツ普及のための企画・実施
 - ・市体育協会、スポーツ少年団など関係団体との連携
 - ・友好都市とのスポーツ交流の推進
- ④スポーツによるまちづくりの推進（スポーツ推進室の創設）
 - ・ジュニア世代を対象に、アスリートの発掘、育成、強化につなげる一貫した指導

(5)生涯学習環境の整備と充実

- ①社会教育関係団体の育成と支援を図る。
 - ・市内の各種社会教育関係団体の育成と支援
 - ・奥能登社会教育振興会との連携
- ②職員資質の向上のため関係機関と連携し研修を強化する。
 - ・公民館職員への実務研修の実施
 - ・金沢大学地域連携推進センターなど関係機関と連携した研修及び講演会の開催
 - ・公民館の在り方についての専門委員会を設置して具体的な検討を進める。

【文化課主要施策】

1 文化振興

文化財の保存・整備に努めるとともに、地域文化・芸術の振興を図る。

2 文化振興の努力目標

(1)文化財の適切な保存・整備と活用

○本市のかけがえのない文化財の保護・保存・整備に努め、市民意識向上のための活用を図る。

①文化財等の調査・保存と活用の推進を図る。

- ・文化財などの指定・保護の推進
- ・既指定文化財の保存修理の充実
- ・名勝・史跡等の整備・活用の推進
- ・重要文化的景観（大沢・上大沢地区）選定申出の推進
- ・文化的景観の調査の実施
- ・埋蔵文化財発掘・調査等の人材の育成
- ・埋蔵文化財出土品等の保存・展示
- ・「ふるさと歴史マップ」の活用等による地域資源の啓発

②黒島地区重要伝統的建造物群保存地区の保存対策と活用の推進を図る。

- ・保存地区の歴史的風致を維持・保全するため、修理・修景事業の推進
- ・伝統的建造物の公開・活用の推進
- ・地域の財産として愛着や誇りをもって継承できるような取組の推進

③文化財保存伝承基盤の整備・拡充に努める。

- ・文化財保護・愛護活動への支援及び普及啓発
- ・文化財の保存を図るための修理・修復事業への支援
- ・各地域に伝わる無形文化財の後継者の育成及び支援

(2)特色ある地域文化の継承と振興

○地域に伝承する貴重な伝統文化を継承し、更なる振興を図るよう諸施策を推進する。

①伝承講座の開催等を通じ、その保存・継承・活用策を推進する。

- ・次代を担う児童・生徒への伝統芸能伝承教室の開催

②民俗文化財や伝統行事等の保存・伝承を図る。

- ・三夜踊りの振興や開催への支援
- ・世界無形文化遺産「あえのこと」の保存・継承
- ・「アマメハギ」の世界無形文化遺産登録実現の推進

(3) 伝統的な芸術文化の継承と創造活動の推進

○本市は芸術・文化の盛んな地域であり、その継承と市民のニーズに対応した鑑賞や活動機会の確保等に努める。

- ①伝統産業である「輪島塗」の後継者育成と、高い芸術性や文化性を更に向上するよう努め、併せて世界無形文化遺産登録実現の推進を図る。
 - ・「輪島塗」の輪島塗技術保存会を通じた技術の伝承
- ②石川県輪島漆芸美術館を核とし、後世に残す漆芸美術品の発掘、収蔵及び展示に努める。
- ③輪島市美術展や市民文化祭の開催等を通じ、芸術文化の鑑賞機会の提供や創造活動の推進に努める。

(4) 文化施設の整備と充実

○「輪島市文化会館」及び「石川県輪島漆芸美術館」をはじめ、「輪島市天領黒島角海家」、「輪島市もんぜん文化村」、「輪島市櫛比の庄禅の里交流館」、「輪島市能登平家の郷松尾家」は本市の文化振興の核施設であり、その積極的な利用の推進を図り、併せて利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理に努める。

- ①「輪島市文化会館」は、奥能登最大規模のホールを有しており、文化・芸術活動の拠点として利用の推進を図る。また、施設及び設備は、開館より30年以上が経過していることから老朽化が進んでおり、耐震診断とともに具体的な改修計画の調査・検討を行う。
- ②「石川県輪島漆芸美術館」は、企画展示や巡回展示をはじめとし、漆芸指導や教養講座等を充実し、利用の推進を図る。
- ③「輪島市天領黒島角海家」は、重要伝統的建造物群保存地区の核施設として、地域文化の振興と誘客推進を図る。
- ④「輪島市もんぜん文化村」は、「児童生徒きりえ作品展」の開催等を通じてきりえ文化の拡大を図る。
- ⑤「輪島市櫛比の庄禅の里交流館」は、「旧酒井家」と併せた活用の推進を図る。
- ⑥「輪島市能登平家の郷松尾家」の活用の推進を図る。
- ⑦文化施設の維持管理等については安全点検に努め、老朽化等に伴う改修については計画的に進める。

議案第 7 号

土曜日における授業の実施について

学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 61 条ただし書の規定に基づき、輪島市立小学校及び中学校において、次のとおり土曜日に授業を実施することについて承認を求める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

1 実施内容

	小学校	中学校
対象学年	第 5 学年及び第 6 学年	全学年
実施教科	次の 3 教科 ・ 国語 ・ 算数 ・ 外国語活動	次の 3 教科 ・ 数学 ・ 英語 ・ 国語、社会又は理科
実施時間帯	午前	
実施授業時数	3	
実施回数	一年度間に 10 回 原則一月(8 月及び翌年の 3 月を除く。)に 1 回	

2 施行日

平成 26 年 4 月 1 日

提案理由

学校教育法施行規則の一部改正を受け、土曜日における児童生徒の教育環境の充実を図り、学力向上に資するため。

議案第 8 号

輪島市学校管理規則の一部改正について

輪島市学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市学校管理規則の一部を改正する規則

輪島市学校管理規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「土曜日」の次に「(学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 61 条ただし書の規定による授業を行う土曜日を除く。)」を加える。

第 7 条中「する」を「行う」に改める。

第 10 条第 1 項中「(昭和 22 年文部省令第 11 号)」を削る。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

「学校教育法施行規則」及び「石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」の一部改正を受け、平成 26 年度より土曜授業を実施するに当たり、学校の休業日を改めるため。

議案第 9 号

輪島市学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正について

輪島市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則

輪島市学校給食共同調理場条例施行規則(平成 19 年輪島市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中河井共同調理場の項から上野台共同調理場の項までを次のように改める。

河井共同調理場	河井小学校 鵜巣小学校 河原田小学校 三井小学校
鳳至共同調理場	鳳至小学校 大屋小学校

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

輪島中学校の開校に当たり、同校の学校給食について、単独調理場方式を採用することに伴い、各共同調理場における学校給食実施校を改めるため。

議案第 10 号

輪島市農民研修センター条例施行規則の一部改正について

輪島市農民研修センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市農民研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

輪島市農民研修センター条例施行規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 46 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 5 条関係)

	所 長		補 佐		合 議		係	
輪島市農民研修センター使用許可申請書								
(あて先) 輪島市教育委員会				年 月 日				
				団体名 住 所 氏 名 電 話		⑩		
次のとおり使用したいので、申請します。								
行事の名称				行事の内容				
使用の日時		年 月 日(曜日)		時 分～		時 分		
参集予定人員 人				会場責任者氏名				
使 用 区 分								
使用施設名	午 前	午 後	夜 間	全 日	※使用料(円)			
3 0 1 会議室	8,130	11,010	18,620	29,110				
3 0 2 会議室	930	1,440	1,750	3,500				
3 0 3 会議室	1,750	2,570	3,190	6,380				
3 0 4 実習室	2,060	2,060	2,570	5,140				
※小 計					使用附属設備			
※冷暖房費								
※合 計								
※減 免 額	円							
※徴 収 額	円							
※許 可	年 月 日							
※許 可 番 号	第 号							
※納 入 日	年 月 日							
(備考)								
<p>(1) ※印欄は記入しないでください。</p> <p>(2) 上記該当欄(使用施設名)に○印を付けてください。</p> <p>(3) 使用料は前納とします。</p> <p>(4) 冷暖房を使用した場合の使用料の額は、基本使用料の額に 3 割を乗じて得た金額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入します。)をその基本使用料の額に加算した額とします。</p>								

様式第 2 号(第 5 条関係)

輪島市農民研修センター使用(許可・不許可)決定通知書							
様						第 年 月 日	
輪島市教育委員会						印	
年 月 日付で申請のあった輪島市農民研修センターの使用については、次のとおり決定したので通知します。							
行事の名称				行事の内容			
使用の日時 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで							
参集予定人員 人				会場責任者氏名			
	使 用 区 分					(備考)	
使用施設名	午 前	午 後	夜 間	全 日	※使用料(円)	◎使用後の清掃はきちんと行ってください。 ◎会場を使用の際はこの許可書を提示してください。	
3 0 1 会議室	8,130	11,010	18,620	29,110			
3 0 2 会議室	930	1,440	1,750	3,500			
3 0 3 会議室	1,750	2,570	3,190	6,380			
3 0 4 実習室	2,060	2,060	2,570	5,140			
※ 小計						使用附属設備	
※ 冷暖房費							
※ 合計							
※ 減免額							円
※ 徴収額							円
※ 許可可	年 月 日						
※ 許可番号	第 号						
※ 納入日	年 月 日						
許可条件 ・ 不許可理由							

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

輪島市農民研修センターの使用料を改正したことに伴い、関係規則の整備を図るため。

議案第 11 号

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例施行規則の一部改正について

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

輪島市もんぜん文化村ギャラリー条例施行規則(平成 18 年輪島市教育委員会規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号(第 4 条関係)

輪島市もんぜん文化村ギャラリー施設使用許可申請書

年 月 日			
(あて先) 輪島市教育委員会			
住 所 名 称		代表者名 Ⓜ	
連絡先			
次のとおり輪島市もんぜん文化村ギャラリーの施設を使用したいので、許可くださるよう申請します。			
使用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
使用目的			
使用予定人数 人	会場責任者氏名		
	使用区分		
使用施設名	甲(1日当たり)	乙(1日当たり)	※使用料(円)
展示室 1	3,090 円	4,110 円	
展示室 2	2,060 円	3,090 円	
※合 計			
※減免額			
※徴収額			
※許可区分	許 可 ・ 不許可	平成 年 月 日	
備考 (1) 使用目的は、催事等の内容を詳細に記入し、パンフレット等の参考資料を添付すること。 (2) 該当の字句は○で囲むこと。 (3) 甲欄は、冷暖房を使用しない期間、乙欄は冷暖房を使用する期間の基本使用料とする。 (4) 営利を目的とする施設の使用料は、基本使用料の 2 倍に相当する額とする。			

様式第 2 号(第 4 条関係)

輪島市もんぜん文化村ギャラリー施設使用(許可・不許可)決定通知書

年 月 日			
様			
輪島市教育委員会 印			
輪島市もんぜん文化村ギャラリーの使用については、次のとおり決定したので通知します。			
使用期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
使用目的			
使用予定人数	人	会場責任者氏名	
	使用区分		
使用施設名	甲(1日当たり)	乙(1日当たり)	使用料(円)
展示室 1	3,090 円	4,110 円	
展示室 2	2,060 円	3,090 円	
合計			
減免額			
徴収額			
許可条件 ・ 不許可理由			

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

輪島市もんぜん文化村ギャラリーの使用料及び入場料を改正したことに伴い、関係規則の整備を図るため。

議案第 12 号

輪島市教育委員会事務局職員の人事について

平成 26 年 4 月 1 日付けで、輪島市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて承認を求める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

平成 26 年度において、市長事務局、輪島市教育委員会事務局等の職員を適切な位置に配置し直すため。

議案第 13 号

輪島市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、輪島市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することについて、承認を求める。

平成 26 年 3 月 28 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

提案理由

輪島市スポーツ推進委員の任期が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了するため。